

## 議案第70号

北名古屋市西春駅東口地下自転車駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

北名古屋市西春駅東口地下自転車駐車場の設置及び管理に関する条例（平成18年北名古屋市条例第20号）の一部を別紙のとおり改正するものとする。

平成24年9月3日提出

北名古屋市長 長 瀬 保

### 提案理由

この案を提出するのは、市民の公共施設の使用において、各施設における使用条件の均衡と施設使用に係る市民負担の公平性を図ることを目的に使用料等を改めるため、本条例の一部を改める必要があるからである。

北名古屋市西春駅東口地下自転車駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

北名古屋市西春駅東口地下自転車駐車場の設置及び管理に関する条例（平成18年北名古屋市条例第20号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第9条関係）

区分		使用料の額	
		一般	高校生以下
定期利用許可	1箇月	円 1,700	円 1,400
	3箇月	4,500	3,600
	6箇月	7,800	6,000
一時利用許可		1回につき 100	

備考

- この表において、「1箇月」とは定期利用を開始する日（以下「開始日」という。）の属する月の初日から当該月の末日までの期間をいい、「3箇月」とは開始日の属する月の初日から当該月の翌々月の末日までの期間をいい、「6箇月」とは開始日の属する月の初日から当該月の5箇月後の月の末日までの期間をいうものとし、それぞれの月の初日の翌日から15日までの間に定期利用を開始する場合においても、使用料の額は、それぞれこの表の区分に応じた額とし、利用が可能な日数に応じての減額はしないものとする。
- この表において「1回」とは、第4条に規定する業務時間を1日とし、1日における1回の入出場をいう。
- この表において「高校生以下」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校のうち、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び高等専門学校に在学する者並びに同法第124条に規定する専修学校に在学する者で同法第125条第2項に

規定する高等課程の教育を受けているものその他市長がこれらの者に準ずると認めるものをいう。

4 定期利用許可に係る使用料について、その期間の満了までに規則で定める更新手続がされず、当該定期利用許可の期間を超えて駐車した場合は、その超えた日数（第14条第1項の規定により撤去された場合は、その日までの日数）に、100円を乗じて得た額を加算するものとする。ただし、市長が加算することが適当でないとき認めるときは、この限りでない。

5 一時利用許可に係る使用料について、1日を超えて駐車した場合は、備考4の規定の例により額を加算するものとする。

#### 附 則

##### （施行期日）

1 この条例は、平成25年10月1日から施行する。

##### （経過措置）

2 この条例による改正後の北名古屋市西春駅東口地下自転車駐車場の設置及び管理に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の許可に係る使用料について適用し、施行日前の許可に係る使用料については、なお従前の例による。

3 この条例による改正前の北名古屋市西春駅東口地下自転車駐車場の設置及び管理に関する条例の規定によりなされた定期利用許可は、当該許可の有効期間内に限り、なお効力を有する。

##### （準備行為）

4 改正後の条例の規定に基づく申請その他の準備行為は、施行日前においても、行うことができる。